

## 答申第65号

(諮問第83号)

# 答 申

## 第1 審査会の結論

大分県教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成24年8月2日付けで行った個人情報一部開示決定処分は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 個人情報の開示請求

異議申立人は、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、平成24年7月19日付けで、実施機関に対して、次を内容とする個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 私（異議申立人）が①平成〇〇年〇月〇日付で（提出）した調査の申し入れ書、②平成〇〇年〇月〇〇日付で（提出）した追加意見・資料の送付書、③平成〇〇年〇月〇〇日付で（提出）した調査の申し入れについての回答の申し入れ書と、その際提出した資料
- (2) 上記(1)についての回答、もしくはそれに至るまでの関係書類

### 2 実施機関の決定等

実施機関は、本件開示請求に対して、1の(1)については「調査の申入れ（平成〇〇年〇月〇日收受）」ほか2件の公文書について開示決定を行い、1の(2)については次のとおり一部開示決定を行い、それぞれ平成24年8月2日付けで異議申立人に通知した。

- (1) 請求に係る個人情報の内容  
「調査申入れに対する事情聴取結果等について」（平成〇〇年〇月〇日起案）  
における開示請求者の情報
- (2) 一部を開示しない理由
  - ① 条例第15条第2号に該当するため  
（開示請求者以外の個人に関する情報が記録されているため）
  - ② 条例第15条第7号に該当するため  
（任意の事情聴取における聴取内容は、開示することにより、被聴取者が関係者に対する言及を避けたり、素直な意見を述べることをためらうなど、将来の同種の事務において実施機関が必要とする情報が得られなくなる可能

性があり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため)

### 3 本件異議申立て

異議申立人は、上記の一部開示決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成24年9月18日付けで、実施機関に対して、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

## 第3 異議申立人の主張の要旨

### 1 異議申立ての趣旨

一部開示決定処分を取り消すとの決定を求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、概ね次のとおりである。

(1) 一部開示された「調査申入れに対する事情聴取結果等について」（以下「本件対象公文書」という。）のほかに、以下の文書が存在しているはずであり、これらが開示されていないのは、条例第15条（開示義務）の規定に反する。

① 本件対象公文書には、調査の申し入れに際して私が添付した資料等についての精査・検討結果がない。また、校長等への事情聴取結果を受けて、私の提出した資料等との精査・検討結果等がない。これらの精査・検討結果等が存在しているはずである。

② 本件対象公文書には、私が申し入れたことについての核心にふれる部分についての聴取結果がない。申入れの内容は、行政としては看過できない内容のものであることから、当然、核心に触れた事情聴取を行っているはずである。

また、校長等への事情聴取の内容は、私の調査の申入れの内容と合致していないことが多い。本件対象公文書は、私の調査の申入れを受けての事情聴取の結果ではなく、私の調査の申入れについての事情聴取の結果は別にあるはずである。

③ 実施機関の主張において「『県教委への要望・・・これまでの生徒への対応』等について〇〇市教育委員会（以下「市教委」という。）からの資料提供を受けるとともに事情を聞いており・・・」とあるので、本件異議申立てに係る市教委からの資料等が存在している。

(2) 市教委職員・校長の職務遂行に関わる発言内容等が全て不開示となっているが、開示されている大分県教育庁教育人事課（以下「教育人事課」という。）職員の職務遂行に係る事情聴取から、不開示とする理由にはあたらない内容までもが不開示になっているのは、条例第16条（一部開示）の規定に反する。



点については、平成〇〇年〇月に関係者から直接事情聴取を行い、その結果を本件対象公文書のとおり作成したところである。これ以上の調査・検討の必要を認めなかったことから、実施機関では、これ以外は調査・検討を行っておらず、よって、本件対象公文書以外に、本件開示請求の対象となる文書は存在しない。

## **第5 審査会の判断**

審査会は、本件対象公文書を見分した上で、異議申立人及び実施機関双方から提出された書類に基づいて審議した結果、次のとおり判断した。

### **1 本件対象公文書及び本件不開示情報について**

本件対象公文書は、異議申立人の平成〇〇年〇月〇日付けの「調査の申入れ」等による申入れを受けて、実施機関の職員が、関係する市教委、中学校校長及び同校の保護者から事情聴取を行い、そのやり取り等を記録したものである。

本件対象公文書には、事情聴取した日時、場所、聴取の相手方の名字等、聴取を行った教育人事課職員の職・氏名、聴取に立ち会った教育事務所職員の職・氏名、そして特定の項目ごとに教育人事課職員の質問とそれに対する相手方の供述内容が記載されている。この中で、聴取の相手方の保護者の名字等や項目及び教育人事課職員の質問内容の中の生徒の名字等が記載された部分、及び保護者、中学校校長及び市教委職員から聴取した内容の全てが不開示とされている。

### **2 保護者及び生徒の名字等について**

条例第15条第2号は、開示しないことができる個人情報として「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

聴取の相手方の保護者の名字等や項目及び教育人事課職員の質問内容の中の生徒の名字等が、「開示請求者以外の特定の個人が識別される情報」に該当することは明らかである。

### **3 保護者、中学校長及び市教委職員から聴取した内容について**

条例第15条第7号は、開示しないことができる個人情報として「県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれ（同号イないしホ）その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

本件対象公文書は、異議申立人からの申入れに関して事実確認を行うため、保護者や市教委担当者及び中学校校長から事情聴取を行った結果を記載したもので

あり、保護者、中学校校長及び市教委職員から聴取した内容の部分には、異議申立人に関連する一連の経緯や生徒の様子、供述者の心情、意見等などが具体的に記載されていることが認められた。

相手方の協力を得て行う任意の事情聴取は、通常、聴取内容の取扱いについて十分に配慮した上で、供述内容が関係者に知られることはないとの前提で行われるものであり、本件調査に協力した保護者等もその発言内容が異議申立人に開示されることはないとの認識で聴取に応じたものと考えられる。仮に本件のような事情聴取内容が当事者に開示された場合には、調査を実施した実施機関と被聴取者との信頼関係は損なわれ、今後、こうした事情聴取において、被聴取者が関係者に対する言及を避けたり、素直な意見を述べることをためらうなど、実施機関が必要とする情報が得られなくなる可能性が高いことは明らかである。

よって、保護者、中学校校長及び市教委職員から聴取した内容は、条例第15条第7号の「県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当すると認められる。

#### **4 その他異議申立人の主張について**

異議申立人は、本件対象公文書以外に、本件開示請求の対象となる文書が存在するはずであると主張している。

これに対して、実施機関は、異議申立人の申入れ内容のうち、保護者を巻き込んで行われたものかなどの点については、事実確認を行う必要があったため、保護者等から直接事情聴取を行うこととし、それ以外の点については当該申入れが行われる以前に市教委から資料提供を受けるとともに事情を聞いており、改めて事実関係等について調査等を行う必要はないと判断したため、調査・検討を行っておらず、したがって本件対象公文書以外に、本件開示請求の対象となる文書は存在しないと主張している。

こうした実施機関の説明が、特段不自然、不合理であるとは言えず、実施機関が本件対象公文書以外に本件開示請求の対象となる文書を保有していると認めることはできない。

#### **3 結論**

以上のことから、本件不開示個人情報情報は条例第15条第2号及び同条第7号に該当し、実施機関が一部開示決定を行ったことは妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成24年10月15日	諮 問
平成25年 6月26日	事案審議 (平成25年度第3回審査会)
平成25年 7月31日	事案審議 (平成25年度第4回審査会)
平成25年 8月28日	答申決定 (平成25年度第5回審査会)

## 大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員

氏 名	職 業	備 考
吉 田 祐 治	弁護士	会長
城 戸 照 子	大分大学経済学部教授	
武 田 寛	大分県信用保証協会会長	H25. 3. 31退任
池 邊 英 貴	大分県商工会議所連合会専務理事	H25. 4. 1就任
森 哲 也	元大分合同新聞社特別顧問	
安 部 志津子	大分県地域婦人団体連合会副会長	H25. 3. 31退任
芥 川 美佐子	大分県地域婦人団体連合会理事	H25. 4. 1就任
三 倉 剛	大分県医師会常任理事	H25. 3. 31退任
木 本 明 博	大分県医師会常任理事	H25. 4. 1就任 H25. 6. 30退任
貞 永 明 美	大分県医師会常任理事	H25. 7. 1就任
瀧 野 壽美子	元大分市立高田小学校長	H25. 3. 31退任
野 田 伸 子	元大分市立西の台小学校長	H25. 4. 1就任
佐 伯 圭一郎	大分県立看護科学大学看護学部教授	
阿 南 栄 子	元大分市大南支所支所長補佐	